平成２１年（フ）第２７６５号
札幌市西区二十四軒３条６丁目５番28号　ＴＫマンション102号
債務者　鈴木　隆一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７２号
札幌市手稲区曙７条１丁目13番27号
債務者　清水目コヨ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８１号
札幌市東区北46条東２丁目１番17号　北46ケイアイビル201号
債務者　松本　代満
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９９号
札幌市西区発寒10条２丁目９番13―401号
債務者　井田　咲子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１０号
札幌市手稲区稲穂５条３丁目３番12号
債務者　目時　千晶
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２７号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目３番７―101号
債務者　渚　　昭夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３２号
札幌市東区東苗穂３条２丁目２番18号　サンコーポ２―101号
債務者　樫崎　正志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９号
北海道室蘭市高砂町１丁目50番17号
債務者　森田　和憲
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
北海道室蘭市八丁平１丁目13番１号
債務者　西川　亜矢
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
北海道伊達市館山下町247番地８
債務者　橋口　昭二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１９年（フ）第７２号
北海道斜里郡小清水町字小清水651番地の28
債務者　吉森　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
岩手県奥州市水沢区羽田町字下屋敷４番地３
債務者　藤原　之也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９１号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目５番13号　シャルム若菜２・101号
債務者　昆野　真衣
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第３０８号
群馬県安中市古屋336番地５　中沢ハイツＤ棟
債務者　上原　　清
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０９号
群馬県安中市古屋336番地５　中沢ハイツＤ棟
債務者　上原しづ子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３１８号
群馬県富岡市富岡331番地
債務者　中林　明美（旧姓江原）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３１９号
群馬県高崎市寺尾町170番地６
債務者　富田　弘道
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部